

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.1.16



## EXE-i グローバルサウス株式ファンド

追加型投信／海外／株式



## GLOBAL SOUTH EQUITY FUND

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジの 有無
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「EXE-i グローバルサウス株式ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月15日に関東財務局長に提出しており、2025年1月16日にその効力が生じております。

<ul style="list-style-type: none"><li>ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。</li><li>ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。</li><li>請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。</li><li>販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録ておくようにしてください。</li><li>ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。</li><li>ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。</li><li>投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。</li></ul>	<p>委託会社 : SBIアセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図等を行います。) 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長(金商)第311号 設立年月日 : 1986年8月29日 資本金 : 4億20万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額:5兆8,875億41百万円 (2024年10月末日現在)</p> <p>受託会社 : 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。)</p> <p>照会先 <b>SBIアセットマネジメント株式会社</b></p> <p>■ホームページ <a href="https://www.sbi-am.co.jp/">https://www.sbi-am.co.jp/</a></p> <p>■電話番号 03-6229-0097 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)</p>
---	---

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

### ファンドの特色

**1** 主として、“グローバルサウス”の株式に実質的に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

“グローバルサウス”とは、一般に南半球を中心に位置する新興国・発展途上国を指し、西側諸国にも東側諸国にも属さず、大国、先進国間の利害や対立から独立した価値観を持ち独自の経済発展を模索する国々の総称として捉えられています。影の側面として、貧困、社会的不安定、食糧不足等が挙げられる反面、光の側面として人口増加や潜在的な経済成長、政治経済・社会文化における国際的な影響力の拡大が見込まれています。

\*主な投資対象国は、ラテンアメリカ、アフリカ、中東、南アジア、東南アジアの地域の新興国です。

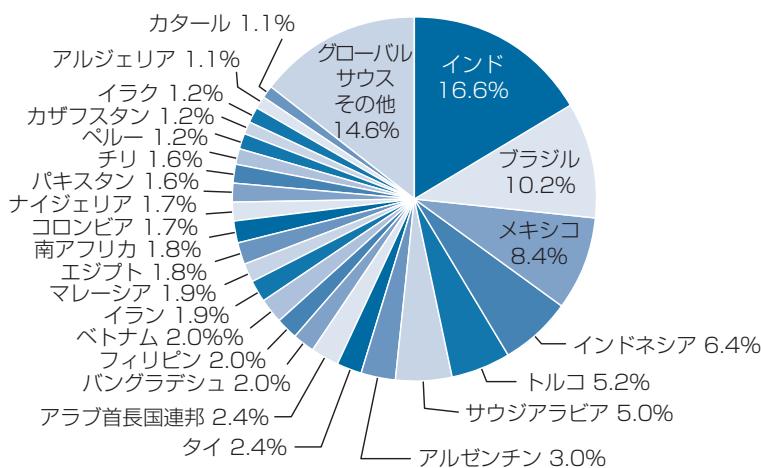
ただし、委託会社が考える“グローバルサウス”的定義および将来的な定義の変更により、実質的な投資対象国は変更になる場合があります。

\*本ファンドの実質的なポートフォリオはGDP比率や流動性等を勘案して構築することを予定しており、GDP比率通りの構成比率になるとは限りません。

\*投資対象国および投資配分については原則年1回見直しますが、それ以外にも適宜見直しをする場合があります。

\*投資対象ファンド(後述)の投資対象国によっては、“グローバルサウス”以外の新興国・発展途上国もしくは先進国の株式等に実質的な投資が行われる場合があります。

<“グローバルサウス”的国別GDP構成比率(2023年)>



出所:世界銀行(The World Bank)World Development Indicators, July2024のデータを基にSBIアセットマネジメント作成、米ドルベース  
\*表示は委託会社が“グローバルサウス”と考える国々の例です。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

2

“グローバルサウス”への実質的な投資は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行い、別に定めるETF(上場投資信託証券)およびマザーファンド受益証券(以下、「投資対象ファンド」<sup>\*</sup>といいます。)への投資を通じて行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。

\*投資対象ファンドについては、後述の「追加的記載事項 投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

3

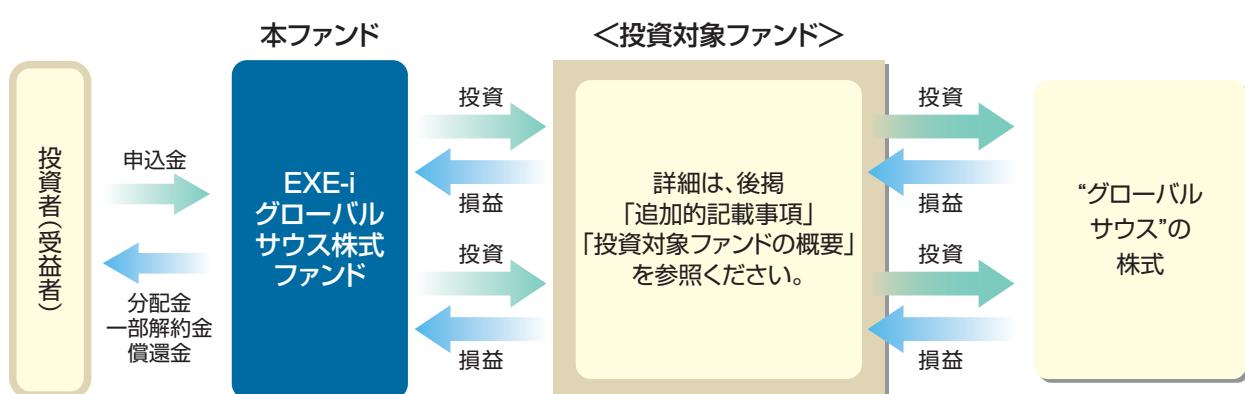
投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。

4

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

### ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※投資対象ファンドは今後変更する場合があります。

### 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。

### 分配方針

年1回の決算時(毎年10月15日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

### 主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが実質的に組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限られたこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクは先進国に投資するよりも高くなります。 さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受けける可能性があります。 上記のような投資環境の変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
信用リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

### その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 実質的な投資対象地域の法令、税制、会計制度およびそれらの変更によって、本ファンドの受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 本ファンドが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

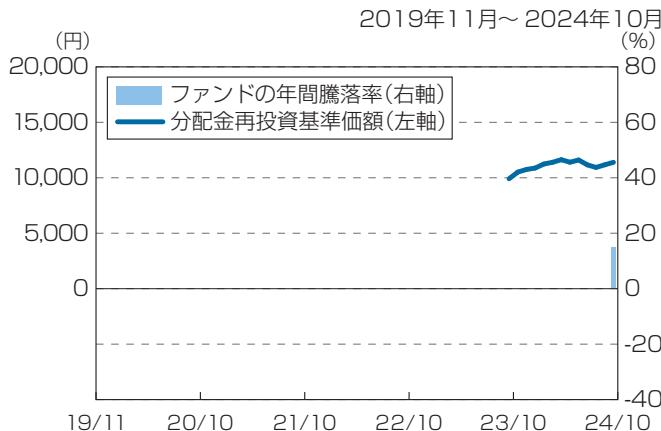
### リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

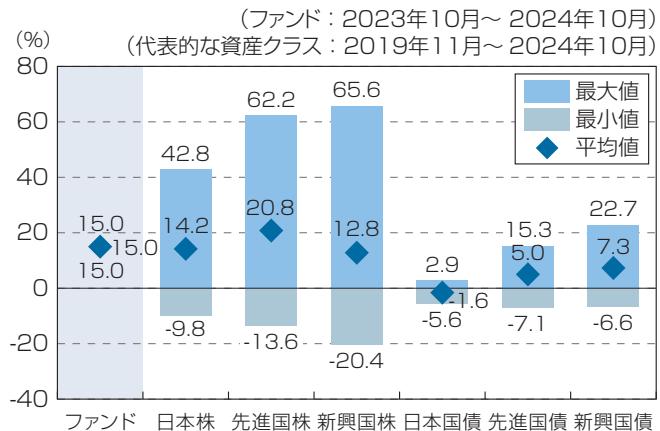
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

### 〈代表的な各資産クラスの指標〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

\*海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指標は、全て税引前利子・配当込み指標です。

### 〈各指標の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

### 〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連しているかかる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

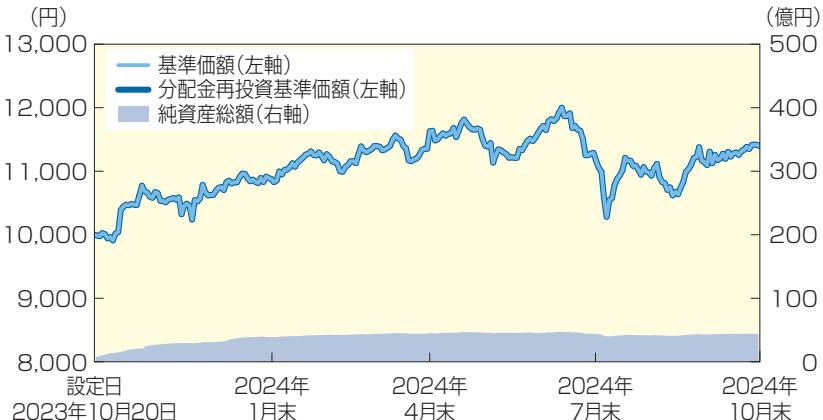


## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移

(基準日:2024年10月31日)

(設定日(2023年10月20日)～2024年10月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	11,393円
純資産総額	44.04億円

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2024年10月15日)	0円
設定来累計	0円

### 資産構成

	比率
マザーファンド受益証券	23.6%
投資信託証券	73.1%
現金等	3.3%
合計	100.0%

※比率は、本ファンドの純資産総額に対する比率です。

### 主要な資産の状況

#### 《組入上位10銘柄》

No.	銘柄名	国・地域	業種	投資比率
1	HDFC銀行	インド	金融	3.9%
2	ブラジル石油公社	ブラジル	エネルギー	3.0%
3	ICICI銀行	インド	金融	2.7%
4	ヌー・ホールディングス	ブラジル	金融	2.5%
5	ヴァーレ	ブラジル	素材	2.1%
6	インフォシス	インド	情報技術	1.9%
7	バンク・セントラル・アジア	インドネシア	金融	1.9%
8	イタウ・ウニバンコ・ホールディング	ブラジル	金融	1.6%
9	ITC	インド	生活必需品	1.4%
10	リライアンス・インダストリーズ	インド	エネルギー	1.3%

※各投資信託証券(ETF)の組入比率に基づき、加重平均したものを記載しています。

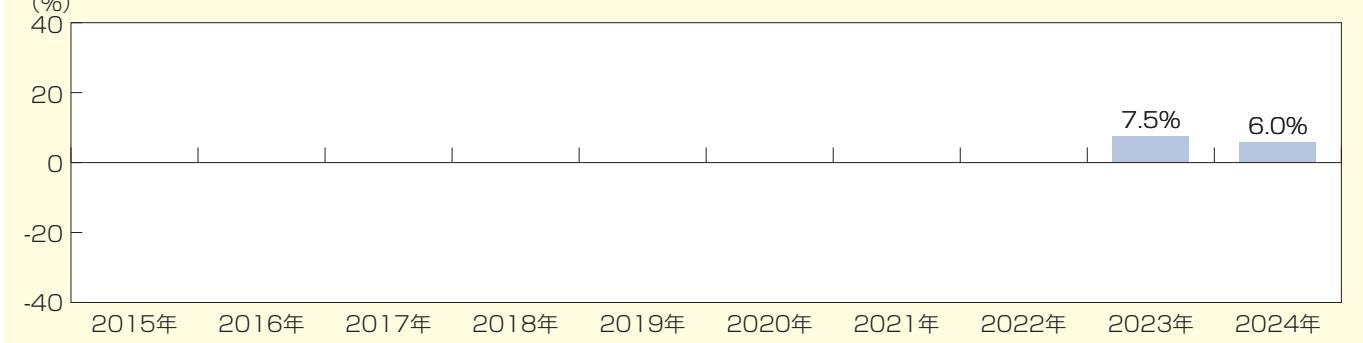
#### 《組入上位11業種》

No.	業種	投資比率
1	金融	36.5%
2	素材	12.1%
3	生活必需品	10.6%
4	資本財・サービス	8.2%
5	エネルギー	7.3%
6	一般消費財サービス	5.7%
7	コミュニケーションサービス	5.4%
8	公益事業	4.9%
9	情報技術	4.9%
10	ヘルスケア	2.4%
11	不動産	2.1%

本ファンドにはベンチマークはありません。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2023年は設定日2023年10月20日から年末まで、2024年は年初から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、NASDAQ証券取引所、ニューヨークの商業銀行、ロンドン証券取引所、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、委託会社が指定する日のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金(解約)の受付を行いません。
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 *受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2025年1月16日(木)～2025年7月15日(火) *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及び既に受け付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:2023年10月20日(金))
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・本ファンドの実質的な投資対象であるETF(上場投資信託証券)が上場廃止となるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 *販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	200億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.sbi-am.co.jp/">https://www.sbi-am.co.jp/</a>
運用報告書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.132%(税抜:年0.12%)</b> を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>
		支払先 料率 役務の内容
		委託会社 年0.05% ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
		販売会社 年0.05% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社 年0.02% 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託証券	年0.45%程度	*投資対象ファンドの信託報酬率を基に試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。
	<b>年0.582%(税込)程度</b>	*本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。
	(有価証券の貸付の指図を行った場合)	有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の <b>55.0%(税抜50.0%)</b> 以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。	

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 追加的記載事項

### 投資対象ファンドの概要

本ファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要は次の通りです。

投資対象ファンド及び投資比率は、定性・定量評価等により見直す場合があります。したがって、当初組入れていた投資対象ファンドでも、運用期間中に投資対象から外したり、新たな投資対象ファンドを選定し投資対象とする場合があります。また、投資対象ファンドに変更がない場合でも、各投資対象ファンドの組み入れ比率は変動します。

なお、2024年10月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。

#### 1. SBI・iシェアーズ・インド株式インデックス・マザーファンド

運用方針	主としてETF(上場投資信託証券)に投資し、インドの株式市場を代表する株価指数の値動きに連動する投資成果を目指します。
管理報酬等	純資産総額に対し年率0%(但し、投資対象ETFで年率0.25%)
基準通貨	日本円(投資対象ETFは米ドル)
運用会社	SBIアセットマネジメント

※ 2024年6月1日付で、投資対象ファンド(ETF)の名称は、iシェアーズ・コア SENSEX インディア ETFに変更しました。

#### 2. iシェアーズ MSCI ブラジル ETF

運用方針	ブラジルの大型及び中型株式に投資し、ブラジルの株式で構成される指数と同様の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

#### 3. iシェアーズ MSCI メキシコ ETF

運用方針	メキシコの株式で構成される指数と同様の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.50%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

#### 4. iシェアーズ MSCI インドネシア ETF

運用方針	インドネシアの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

#### 5. iシェアーズ MSCI サウジアラビア ETF

運用方針	サウジアラビアの株式で構成される指数と同様の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.74%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

#### 6. iシェアーズ MSCI トルコ ETF

運用方針	トルコの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

#### 7. グローバル X MSCI アルゼンチン ETF

運用方針	アルゼンチンの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	グローバル X マネジメント・カンパニー



## 8. iシェアーズ MSCI UAE ETF

運用方針	主に、アラブ首長国連邦(UAE)の株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 9. iシェアーズ MSCI タイ ETF

運用方針	タイの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 10. ヴァンエック ベトナム ETF

運用方針	主に、ベトナムを代表する株価指数に連動したパフォーマンスを目指します。
管理報酬等	年率0.70%
基準通貨	米ドル
運用会社	ヴァンエック・アソシエイツ・コーポレーション

## 11. iシェアーズ MSCI マレーシア ETF

運用方針	マレーシアの大型及び中型株式に投資し、マレーシアの株式で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.50%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 12. iシェアーズ MSCI 南アフリカ ETF

運用方針	南アフリカの大型及び中型株式に投資し、南アフリカの株式で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 13. iシェアーズ MSCI フィリピン ETF

運用方針	フィリピンの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 14. グローバル X MSCI コロンビア ETF

運用方針	コロンビアの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.63%
基準通貨	米ドル
運用会社	グローバル X マネジメント・カンパニー

## 15. iシェアーズ MSCI チリ ETF

運用方針	チリの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 16. iシェアーズ MSCI ペルー アンド グローバル エクスポージャー ETF

運用方針	ペルー企業またはペルーと関連の高い企業等の株式で構成される指数を対象とした投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 17. iシェアーズ MSCI カタール ETF

運用方針	カタールの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.59%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 18. iシェアーズ MSCI クウェート ETF

運用方針	クウェートの株式全般で構成される指数と同等の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.74%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

## 19. iシェアーズ MSCI EM ラテンアメリカ UCITS ETF

運用方針	ラテンアメリカの企業の株式で構成される指数と同様の投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.20%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

## 20. iシェアーズ フロンティア&セレクト EM ETF\*

運用方針	フロンティア市場の株式を中心に投資するETFで、一部エマージング市場の株式に投資することができます。
管理報酬等	年率0.79%
基準通貨	米ドル
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

\* 2025年3月末で償還される予定です。

## 21. ヴァンエック アフリカ インデックス ETF

運用方針	アフリカの企業またはアフリカに関連の高い企業等の株式で構成される指数を対象とした投資成果を目指します。
管理報酬等	年率1.31%
基準通貨	米ドル
運用会社	ヴァンエック・アソシエイツ・コーポレーション

## 22. Xトラッカーズ S&P セレクト・フロンティア・スワップ UCITS ETF 1C

運用方針	フロンティア市場から時価総額が大きく流動性の高い40銘柄で構成される指数を対象とした投資成果を目指します。
管理報酬等	年率0.95%
基準通貨	米ドル
運用会社	DWSインベストメントUKリミテッド

※上記の内容は今後変更になる場合があります。



## (参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2023年10月20日～2024年10月15日です。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.61%	0.12%	0.49%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用は、各月末の投資先ファンドの保有比率に当該投資先ファンドの運用管理費用の比率を乗じて算出した概算値です。なお、投資先ファンドの運用管理費用以外の費用を除いています。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまで参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。